



富運輸第268号の2
平成29年7月31日

富山県内レンタカー事業者 各位

北陸信越運輸局富山運輸支局長



レンタカー事業者からレンタカーの借受人への周知等について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別紙写し（平成29年7月28日付け北信交旅第233号）のとおり通知があったので、了知されたい。



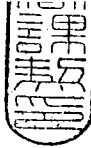
北信交旅第233号
平成29年7月28日

各運輸支局長 殿

自動車交通部長

レンタカー事業者からレンタカーの借受人への周知等について

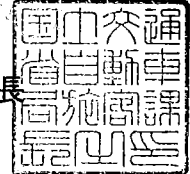
標記について、自動車局旅客課長より別紙写し（平成29年7月6日付け国自旅第73号）のとおり通知があったので、了知されるとともに、管内レンタカー事業者を指導願います。



国自旅第73号
平成29年7月6日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長



レンタカー事業者からレンタカーの借受人への周知等について

レンタカー事業において、レンタカーの借受人（以下「借受人」という。）と運転者が同一であることは求められておらず、借受人に代わって運転を行うことや第三者がそのような運転者を仲介する行為は、道路運送法に抵触するものではないが、借受人に対して事故発生時の責任関係に係る周知及び説明を十分に行うよう、レンタカー事業者を指導されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国レンタカー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 借受人は、自ら自動車を借り受けている主体であり、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客とはその立場が異なる。

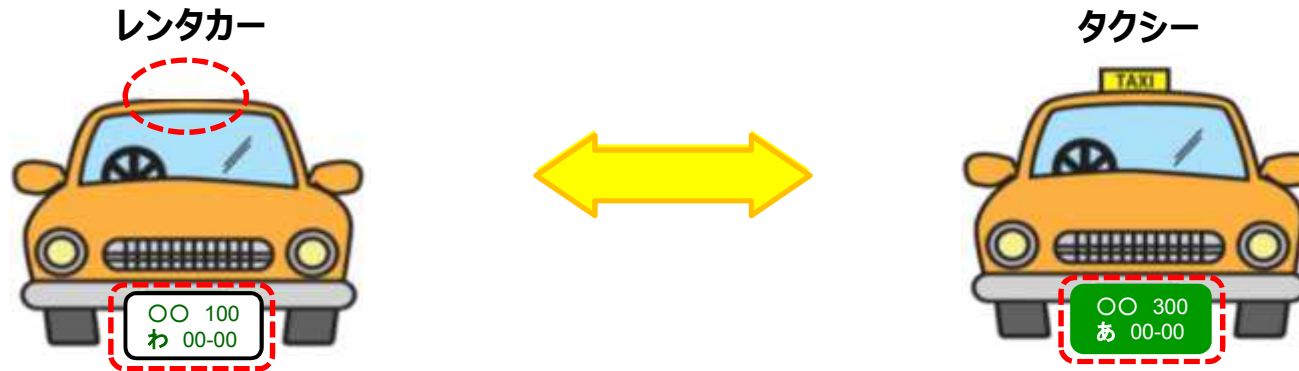
具体的には、

- (1) 運転者の過失により事故が発生し、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客が被害を受けた場合、当該旅客自動車運送事業者が自動車損害賠償保障法第3条の運行供用者責任を負うが、レンタカー事業者は、借受人が被害を受けた場合に、運行供用者責任を負わない。そのため、借受人が損害賠償を請求するためには、借受人が運転者の故意・過失を立証する必要がある。
- (2) 運転者の過失により事故が発生し、第三者が被害を受けた場合、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客は運行供用者責任を負わないが、借受人はレンタカー事業者と共に運行供用者責任を負う。そのため、借受人が第三者からの損害賠償責任を免れるためには、自ら及び運転者に過失が無かったこと等を借受人が立証する必要がある。

2. 上記1のとおり、借受人は、旅客自動車運送事業における旅客とは事故発生時の責任関係等が異なるため、レンタカー事業者は借受人に対して、上記内容について、周知及び十分な説明を行うこと（別紙参照）。

3. なお、借受人がレンタカーの予約をウェブサイトやスマートフォンのアプリ等を通じて行う場合にあっても、レンタカー事業者は、借受人に対し、当該予約申込みの際に、上記1の内容について周知及び十分な説明を行うこと（別紙参照）。

お客様（レンタカーの借受人）は、タクシーの乗客とは立場が異なります。



「お客様」がドライバーの過失で被害を受けた場合

- 搭乗者保険500万円以上により損害をてん補
- レンタカー事業者は、タクシー事業者と異なり、お客様に対し、運行供用者責任という厳格な責任を負いません。
(お客様の損害について賠償請求する場合には、タクシーの乗客とは異なり、ドライバーの故意・過失をお客様が立証する必要があります)

「タクシーの乗客」がドライバーの過失で被害を受けた場合

- 対人賠償責任保険8,000万円以上により損害をてん補
- タクシー事業者は、乗客に対し、運行供用者責任という厳格な責任を負います。

「第三者」がドライバーの過失で被害を受けた場合

- お客様は、タクシーの乗客とは異なり、レンタカー事業者と共に、運行供用者責任という厳格な責任を負います。
(お客様が第三者からの損害賠償請求に対して責任を免れるためには、タクシーの乗客とは異なり、お客様自ら及びドライバーに過失が無かったこと等をお客様が立証する必要があります)
- タクシー事業者は、運行供用者責任という厳格な責任を負いますが、タクシーの乗客は負いません。

別 添

国自旅第73号の2
平成29年7月6日

一般社団法人全国レンタカー協会 会長 殿

自動車局旅客課長

レンタカー事業者からレンタカーの借受人への周知等について

レンタカー事業者からレンタカーの借受人に対して、事故発生時の責任関係に係る周知及び説明が十分に行われるよう、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。